

府営服部緑地管理業務協定書

1. 管理施設名	府営服部緑地
2. 管理面積	126.3ヘクタール
3. 業務名称	府営服部緑地管理業務
4. 履行場所	服部緑地（豊中市域・吹田市域）
5. 指定期間	令和5年4月1日から令和25年3月31日まで
6. 指定管理料	総額 金3,161,400,000円 (うち消費税及び地方消費税額 金287,400,000円を含む。)
7. 適用除外条項	該当なし

大阪府（以下「甲」という。）は、服部緑地スマイルパートナーズ（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府都市公園条例（昭和32年大阪府条例第30号、以下「条例」という。）第16条並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第158条第1項及び条例第11条の規定に基づき、府営服部緑地（以下「公園」という。）の管理運営及び使用料徴収事務（以下「管理業務」という。）に関する協定を締結する。

両者は、本協定とともに、甲が策定した「大阪府営公園指定管理者（PMO型）募集要項」（以下「募集要項」という。）、「府営公園管理要領」（以下「管理要領」という。）及び「公園管理マニュアル」（以下「管理マニュアル」という。）に定める事項が適用されること並びに乙が指定管理者申請（以下「指定申請」という。）に際して提案した内容及び公園の管理業務に関するグループ協定書について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

- 第1条 甲は、公園の管理業務を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。
- 2 乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、当該業務を実施しなければならない。
- 3 前項に明記されていない事項があるときは、甲と乙が協議して定める。

（使用目的）

第2条 乙は、公園を「公の施設」として、法令及び条例の趣旨、府施策との調和を図った上で、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。ただし、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（管理業務の基本方針）

第3条 乙は、公園の設置目的及び指定管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる

公共性を十分に理解したうえで、自らの創意工夫を活かし、公園利用者に対するサービスの向上を図るよう、適正に管理業務を遂行しなければならない。

(指定期間)

第4条 本協定は、指定期間の満了により終了する。乙は、満了日に管理業務を終了し、公園を明け渡さなければならない。

2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理対象施設及び管理対象外施設)

第5条 乙が管理すべき施設等については、別表1のとおりとする。

2 乙の管理対象外の公園施設等については、別表2のとおりとする。

(基本的な業務の範囲)

第6条 乙が実施する公園の管理業務の範囲は次に掲げる事項とする。

(1) 条例第4条第1項の許可(同項第3号に掲げる行為に係るものにあつては、大阪府都市公園条例施行規則(以下「規則」という。)で定めるものを除く。以下この号において同じ。)並びに第8条及び第9条の規定による許可の取消しに関する業務

(2) 条例第6条の規定による利用の禁止又は制限その他の公園の利用に関する業務

(3) 公園の維持及び補修に関する業務

(4) 規則で定める公園施設の管理に関する業務

(5) 公園施設等の使用料徴収及び支出事務に関する業務

(6) 公園施設等の利用料金の徴収に関する業務

(7) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、募集要項(質問回答書などを含む)及び管理要領並びに管理マニュアルの定めるとおりとする。

3 管理業務は、法第244条の2第8項及び第9項に規定する利用料金制を採用しており、乙は、当該利用料金を自らの収入として業務を行うものとする。

4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して本業務の範囲及び内容の変更又はそれに伴う指定管理料の変更等について協議を申し入れることができる。

5 乙は、前項の申入れがあったときは、協議に応じなければならない。

(徴収事務委託)

第7条 乙は、前条第1項第5号に規定する公園施設等の使用料徴収及び支出事務に関する業務については、管理要領に基づいて実施するものとする。

(指定管理者の責務)

第8条 乙は、非常時における公園利用者の被災に対する救護等の第一次責任を有し、公園利用者が被災した場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

4 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困

難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(利用料金の収受)

第9条 甲は、条例第23条第1項に規定する利用料金を乙の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、条例別表第一に掲げる金額の範囲内で、乙があらかじめ甲の承認を受けて定めた額とする。

3 甲は、大阪府オーパス・スポーツ施設情報システム（以下「オーパス・システム」という。）を介して徴収した利用料金額について、乙に通知するものとする。

4 乙は、前項の通知を受けた後、通知された利用料金額を甲に請求するものとする。なお、前項の徴収をできなかった利用料金額については、請求の対象とならない。

5 甲は、前項の規定により乙から請求を受理したときは、乙へ通知した金額と請求された金額が同額であることを確認したうえで、請求日から30日以内に乙に利用料金額を支払わなければならない。なお、3月の利用に係る請求については、出納閉鎖期間の5月末日までに支払わなければならない。

6 乙は、徴収できなかった利用料金額を自らの債権とし、独自に徴収に当たるものとする。

(指定管理者の代表者)

第10条 甲は、管理業務に関する指示等を乙の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った指示等は、乙のすべての構成員に対して行ったものとみなす。

2 乙は、甲に対して管理業務に関する連絡、報告等を行う場合、すべて当該代表者を通じて行わなければならない。

(指定管理料の支払い)

第11条 管理業務に要する費用として、甲が乙に支払う各年度の指定管理料は、次のとおりとする。

令和5年度	金145,200,000円
令和6年度	金145,200,000円
令和7年度	金159,500,000円
令和8年度	金159,500,000円
令和9年度	金159,500,000円
令和10年度	金159,500,000円
令和11年度	金159,500,000円
令和12年度	金159,500,000円
令和13年度	金159,500,000円
令和14年度	金159,500,000円
令和15年度	金159,500,000円
令和16年度	金159,500,000円
令和17年度	金159,500,000円
令和18年度	金159,500,000円
令和19年度	金159,500,000円
令和20年度	金159,500,000円
令和21年度	金159,500,000円
令和22年度	金159,500,000円

令和23年度 金159,500,000円

令和24年度 金159,500,000円

2 前項の指定管理料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

3 第1項の指定管理料は、各年度とも次のとおり四半期に分割して支払うこととし、管理要領に基づいて、甲は乙から請求を受理した日から30日以内に、乙に指定管理料を支払わなければならない。

令和5年度	請求時期	金額
1回目	令和5年4月末	金36,300,000円
2回目	令和5年7月末	金36,300,000円
3回目	令和5年10月末	金36,300,000円
4回目	令和6年1月末	金36,300,000円

令和6年度	請求時期	金額
1回目	令和6年4月末	金36,300,000円
2回目	令和6年7月末	金36,300,000円
3回目	令和6年10月末	金36,300,000円
4回目	令和7年1月末	金36,300,000円

令和7年度	請求時期	金額
1回目	令和7年4月末	金39,875,000円
2回目	令和7年7月末	金39,875,000円
3回目	令和7年10月末	金39,875,000円
4回目	令和8年1月末	金39,875,000円

令和8年度	請求時期	金額
1回目	令和8年4月末	金39,875,000円
2回目	令和8年7月末	金39,875,000円
3回目	令和8年10月末	金39,875,000円
4回目	令和9年1月末	金39,875,000円

令和9年度	請求時期	金額
1回目	令和9年4月末	金39,875,000円
2回目	令和9年7月末	金39,875,000円
3回目	令和9年10月末	金39,875,000円
4回目	令和10年1月末	金39,875,000円

令和10年度	請求時期	金額
1回目	令和10年4月末	金39,875,000円
2回目	令和10年7月末	金39,875,000円
3回目	令和10年10月末	金39,875,000円
4回目	令和11年1月末	金39,875,000円

令和 11 年度	請求時期	金 額
1 回目	令和 11 年 4 月末	金 39,875,000 円
2 回目	令和 11 年 7 月末	金 39,875,000 円
3 回目	令和 11 年 10 月末	金 39,875,000 円
4 回目	令和 12 年 1 月末	金 39,875,000 円

令和 12 年度	請求時期	金 額
1 回目	令和 12 年 4 月末	金 39,875,000 円
2 回目	令和 12 年 7 月末	金 39,875,000 円
3 回目	令和 12 年 10 月末	金 39,875,000 円
4 回目	令和 13 年 1 月末	金 39,875,000 円

令和 13 年度	請求時期	金 額
1 回目	令和 13 年 4 月末	金 39,875,000 円
2 回目	令和 13 年 7 月末	金 39,875,000 円
3 回目	令和 13 年 10 月末	金 39,875,000 円
4 回目	令和 14 年 1 月末	金 39,875,000 円

令和 14 年度	請求時期	金 額
1 回目	令和 14 年 4 月末	金 39,875,000 円
2 回目	令和 14 年 7 月末	金 39,875,000 円
3 回目	令和 14 年 10 月末	金 39,875,000 円
4 回目	令和 15 年 1 月末	金 39,875,000 円

令和 15 年度	請求時期	金 額
1 回目	令和 15 年 4 月末	金 39,875,000 円
2 回目	令和 15 年 7 月末	金 39,875,000 円
3 回目	令和 15 年 10 月末	金 39,875,000 円
4 回目	令和 16 年 1 月末	金 39,875,000 円

令和 16 年度	請求時期	金 額
1 回目	令和 16 年 4 月末	金 39,875,000 円
2 回目	令和 16 年 7 月末	金 39,875,000 円
3 回目	令和 16 年 10 月末	金 39,875,000 円
4 回目	令和 17 年 1 月末	金 39,875,000 円

令和 17 年度	請求時期	金 額
1 回目	令和 17 年 4 月末	金 39,875,000 円
2 回目	令和 17 年 7 月末	金 39,875,000 円
3 回目	令和 17 年 10 月末	金 39,875,000 円
4 回目	令和 18 年 1 月末	金 39,875,000 円

令和18年度	請求時期	金額
1回目	令和18年4月末	金39,875,000円
2回目	令和18年7月末	金39,875,000円
3回目	令和18年10月末	金39,875,000円
4回目	令和19年1月末	金39,875,000円

令和19年度	請求時期	金額
1回目	令和19年4月末	金39,875,000円
2回目	令和19年7月末	金39,875,000円
3回目	令和19年10月末	金39,875,000円
4回目	令和20年1月末	金39,875,000円

令和20年度	請求時期	金額
1回目	令和20年4月末	金39,875,000円
2回目	令和20年7月末	金39,875,000円
3回目	令和20年10月末	金39,875,000円
4回目	令和21年1月末	金39,875,000円

令和21年度	請求時期	金額
1回目	令和21年4月末	金39,875,000円
2回目	令和21年7月末	金39,875,000円
3回目	令和21年10月末	金39,875,000円
4回目	令和22年1月末	金39,875,000円

令和22年度	請求時期	金額
1回目	令和22年4月末	金39,875,000円
2回目	令和22年7月末	金39,875,000円
3回目	令和22年10月末	金39,875,000円
4回目	令和23年1月末	金39,875,000円

令和23年度	請求時期	金額
1回目	令和23年4月末	金39,875,000円
2回目	令和23年7月末	金39,875,000円
3回目	令和23年10月末	金39,875,000円
4回目	令和24年1月末	金39,875,000円

令和24年度	請求時期	金額
1回目	令和24年4月末	金39,875,000円
2回目	令和24年7月末	金39,875,000円
3回目	令和24年10月末	金39,875,000円
4回目	令和25年1月末	金39,875,000円

(経理の明確化)

第12条 乙は、管理業務の実施に当たり、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を明確に区分しておかなければならない。

(施設の使用)

第13条 甲は、管理業務を実施するために必要な公園管理事務所等の施設を、無償で乙に使用させるものとする。

2 乙は、公園管理事務所等の施設を管理業務の実施以外の目的で使用してはならない。

(物品の貸与等)

第14条 甲は、指定管理者の業務の遂行に必要な物品で別表3において定めるものを、乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、貸与物品について、常に善良な管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。

3 甲は、貸与物品の追加若しくは交換により、別表3の内容に変更が生じる場合は、管理要領に基づいて速やかに処理するものとする。

4 乙に貸与した物品について、甲が一時的に使用する必要が生じたときは、甲は乙と協議の上、乙の業務を妨げない範囲で使用することができるものとする。

5 乙は、甲から貸与を受けた物品については、指定期間終了後、速やかに返還届を添えて返還するものとする。

(公園施設及び物品の損傷等)

第15条 乙は、本協定の履行に当たっては、常に善良な管理者の注意をもって、公園施設、物品等の管理等の管理業務を実施しなければならない。

2 乙は、公園施設、物品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

3 乙は、前項に規定する損傷又は滅失が乙の故意又は過失による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又は、その損害を甲に賠償しなければならない。

4 乙は、使用料の保管に係る現金を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第60号。）及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。

2 乙が第6条に規定する業務に伴い取得した保護法第60条第1項に規定する保有個人情報に関して、当該個人情報本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、管理業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間終了後もまた、同様とする。

2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、管理業務内容等に係る文書、図画、写真及びスライド並びに電磁的記録（甲が定

めるものを除く。)を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。

(文書管理)

第18条 乙は、当該管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

- 2 前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則(平成14年規則第122号)の規定に準じるものとする。
- 3 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

(個人情報、データ等の管理)

第19条 乙は、管理業務の実施に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、毀損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報公開)

第20条 乙は、管理業務に関し甲が定めた「指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る情報の公表の実施に関する要領」の2に掲げる書類を公園管理事務所に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、このうち本協定書を甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第21条 乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(障がい者法定雇用率等の達成への取組)

第22条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により規定されている雇用率を達成していない場合は、障がい者雇入れ計画に基づく雇用を誠実に履行しなければならない。

(利用者満足度調査の実施)

第23条 甲と乙は、施設満足度を高めるため協力して、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

(審査請求の取り扱い)

第24条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第25条 乙は、指定期間の満了又は指定の取消しにより管理業務が終了したときは、甲と乙が協議の上、破損又は汚損した部分を原状に回復するものとする。ただし、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。この場合において、乙は甲に対し、変更箇所等は無償譲渡するものとする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定取消し)

第26条 甲は、条例第22条第1項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する甲の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
- (2) 条例第19条第1項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 管理の業務の実施に際し、乙又は乙の役員又は使用人が不正又は不当な行為を行ったとき。
- (4) 乙が甲に対して虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告を拒んだとき。
- (5) 乙が破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれか又は同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、乙による管理の継続をすることが適当でないとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消し、又は管理業務の停止を行おうとするときは、事前に次の事項を乙に通知するものとする。

- (1) 指定取消日又は管理業務の停止日
- (2) 指定取消し又は管理業務の停止の理由
- (3) 乙による改善策の提示と指定取消し又は管理業務の停止までの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 甲が条例第22条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失又は追加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 第1項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は甲と乙が協議してこれを定める。

5 第1項の規定により、指定を取り消した場合において、乙が業務を実施した相当部分を越える指定管理料を甲から受け取っている場合は、超えた部分の指定管理料を甲に返還するものとする。

(損害の賠償)

第27条 乙は、管理業務の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

3 乙は、前条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合において、甲に損害が発生したときは、その損害を賠償しなければならない。

(再委託の禁止)

第28条 乙は、管理業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が、主要な部分以外の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、次のとおりとし、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 乙は入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11年法律第225

号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。)若しくは入札参加除外の措置を受けている者を受任者又は下請負人としてはならない。

(2) 乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

3 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

4 第2項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。

(1) 入札参加停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く)

(2) 入札参加除外の措置を受けている者

(3) 役員等、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められる者

(4) 役員等、経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(5) 役員等、経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者

(6) 乙の役員等、経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例58号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。

6 甲は、乙が入札参加除外措置を受けた者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該協定の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

7 第1項から前項までの規定は、乙を構成するすべての法人に適用する。

(指定の辞退等)

第29条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。

2 前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

(施設等の利用)

第30条 乙は、公の施設としての設置目的を果たすために、甲が指定する事業について、優先的な取り扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

2 乙は、条例に基づき許可する催し等が安全に実施されるよう、協力するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第31条 乙は、名称又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、甲にその旨を届け出なければならない。

- 2 乙は、定款又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立)

第32条 乙は、公園利用者及び公園施設の被災により影響を受ける公園近隣住民等の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、管理要領に基づき、甲、警察及び消防等関係機関と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立しなければならない。

(業務の引継ぎ方法)

第33条 乙は、本指定期間の終了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、甲の指示に従って、管理業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定する者が管理業務に関する情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。
- 3 管理業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。
- 4 その他の管理業務の承継に当たって必要な事項は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(利用料金の引継ぎ等)

第34条 利用料金収入は、施設利用に供する年度の会計に属するものとする。

- 2 乙は、利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が本指定期間を超えるものについては、預り金として、甲又は甲の指定するものに引き継がなければならない。
- 3 前項の場合において、甲又は甲の指定するものは、次の指定管理者に収受した預り金額を示すとともに、当該指定管理者の請求に基づき、指定する口座に支払うものとする。

(魅力向上事業(自主事業))

第35条 乙が実施する魅力向上事業(自主事業)(以下「魅力向上事業」という。)は、都市公園法及び条例で認められた範囲において、公園の魅力向上や利用者サービスの向上のために、公園内において自らの責任と費用負担において行う新たな公園施設の設置に関する事業、既存施設の利活用に関する事業及びソフト事業(イベント・プログラム等)とする。

(指定管理者による投資)

第35条の2 乙は、ソフト事業を除く魅力向上事業による投資について、少なくとも指定申請に際して提案した額以上を執行することとし、詳細は甲と乙が協議するものとする。

- 2 前項における指定管理者が投資する額は、次のとおりとする。

金1,360,853,000円

(保証金)

第35条の3 乙は、本事業から生じる全ての債務の担保として、乙が所有する施設等の撤去・処分費に相当する額を、都市公園法第5条に規定する公園施設の設置許可期間中、無利息で甲に保証金として預託しなければならない。

【保証金の算出方法】

乙が所有する建築物の延べ床面積 × 23,000円/m² + 乙が所有する屋外(建築物以外)公園施設の設置許可面積 × 1,000円/m²

なお、本協定書締結後、第40条5項にあわせて、甲と乙が協議の上、保証金の見直しを行

うことができる。

- 2 前項の保証金の納入時期については、別途、甲と協議の上で定める。なお、建築物が建築基準法で定める「簡易な構造の建築物」に該当する場合は、別途、甲と協議できるものとする。
- 3 甲は、公園施設の設置許可の満了日又は解除に際し、乙による原状回復が完了した後、未払い等の債務があれば、その弁済に保証金を充当し、その残額を返還する。
- 4 前項の規定により、保証金を前項の未払い等の債務に充当してもなお不足が生じた場合、乙は、甲の請求により直ちにその不足額を甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、本協定書に基づき発生する甲に対する債務の弁済に、保証金を充当することを甲に請求できない。

(甲の指定の取消し)

第35条の4 乙が事業実施計画書に5年以内に実施するとした新たな公園施設の設置及び既存施設の大規模改修について、提案した事項が公募時の計画に対して著しく遅延し、また今後も速やかな工事の完成に向けた投資が見込まれない場合、第26条に加え、甲は指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じることができる。

(事業実施計画書等の提出)

- 第36条 乙は、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、各年度の事業実施計画書を作成し、甲との協議を経て、当該各年度の前年度の3月15日までに、甲に提出しなければならない。
- 2 事業実施計画書には、事業実施計画、収支計画及び管理体制計画を記載するものとする。
 - 3 甲は、前項に掲げる記載事項のほか、必要に応じて記載事項を追加することができる。
 - 4 甲は、第1項の事業実施計画書を受領したときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。
 - 5 乙は、第1項の規定により提出した事業実施計画書を変更しようとするときは、甲の承認を得なければならない。
 - 6 乙は、指定申請に際して提出した事業計画書を踏まえ、主に魅力向上事業に関する、指定期間中20年間の事業実施計画書(長期)、収支計画書(長期)(事業実施計画書(長期)と収支計画書(長期)をあわせて、以下「長期計画書」という。)、指定開始後5年間の事業実施計画書(中期)及び収支計画書(中期)(事業実施計画書(中期)と収支計画書(中期)をあわせて、以下「中期計画書」という。)を作成し、甲との協議を経て、甲が定める期日までに甲に提出しなければならない。
 - 7 乙は、5年目以降について、次期5年間の中期計画書を作成し、甲との協議を経て、前年度の2月末日までに、甲へ提出しなければならない。なお、中期計画書の作成にあわせ、必要に応じ、長期計画書についても修正しなければならない。

(事業報告書等の提出)

- 第37条 乙は、甲に対して、毎年度終了後60日以内に事業報告書を、同じく90日以内に貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに相当する書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると甲が認めた場合は、この限りではない。
- 2 事業報告書に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理業務の実施状況、公園の利用状況、保守点検、修繕その他管理に要した経費等の収支状況、個人情報保護及び情報公開体制その他甲が必要と認める事項を記載するものとする。

- 3 甲は、第1項の事業報告書を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。
- 4 乙は、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、又は実地に調査をすることができる。
- 6 第1項に定めるもののほか、乙は公園の2か月ごとの管理業務の実施状況及び業務に係る経理の状況について定期的に甲に報告するとともに、毎月の利用状況、使用料徴収状況及び利用料金収受状況（オーパス・システムを介した施設の利用に係る利用料金を除く。）を翌月15日までは甲に報告しなければならない。
- 7 乙は、6か月ごとの魅力向上事業の実施状況及び経理の状況を翌月15日までに、甲に報告しなければならない。

（府への収益等に対する還元を支払方法と時期）

第38条 乙は収益等に対する還元の支払いを約した場合は、前条の規定による審査の終了後、甲と乙による協議の上、収益等に対する還元の額の支払い計画書を作成するものとする。

- 2 甲は、前項の計画書の内容に従い、乙に対し、収益等に対する還元の額の請求をするものとする。
- 3 乙は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。
- 4 収益等に対する還元の額は、指定管理業務について、各事業年度の収支合計において、利用料金収入、府が負担する指定管理料を含む総収入から総支出を引いた金額について、その金額の50%を府に納付しなければならない。また、魅力向上事業についても、各事業年度の収支合計において、総収入から総支出を引いた金額について、その金額の50%を府に納付しなければならない。

（リスク負担）

第39条 公園の管理業務に伴うリスク負担については、この条及び別表4のとおりとする。ただし、この条及び別表4に定める以外の事項については甲と乙が協議により決定するものとする。

- 2 乙は、公園施設を維持補修するときは、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 3 乙は、前項ただし書の規定により甲の承認を得ずに維持補修を行った場合は、書面により速やかに甲に報告するものとする。
- 4 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。
- 5 乙は、甲の承認により造作に係る費用その他の費用を投じた場合において、甲に対して買取りや返還などの請求権を行使することはできない。
- 6 管理業務の実施に当たり、乙は、施設賠償責任保険その他の必要な保険に加入するものとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、魅力向上事業に伴う全てのリスクについては、乙が負担するものとする。

（モニタリング（点検）の実施）

第40条 甲は、公園の管理業務及び魅力向上事業について、大阪府都市公園指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価表を作成する。

- 2 乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報

告するものとする。

- 3 甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を大阪府都市公園指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に報告する。評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、甲は、対応方針を策定する。乙は対応方針に基づき、次年度以降の事業計画等を修正し、甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、指定期間中5年を単位として中間評価を行う。その際、各5年のうち4年目に中間評価を行い、評価結果を評価委員会に報告する。評価委員会からの指摘や提言を踏まえ、甲は、対応方針を策定する。乙は対応方針に基づき、長期計画書及び次期中期計画書を修正し、甲の承認を得なければならない。
- 5 中期評価の結果等を踏まえ、必要に応じ、甲と乙の協議により、指定管理料を見直す場合がある。
- 6 甲が行う中期評価結果が最低評価であった場合には、次の年度に実施される公園の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。
- 7 甲は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた総合評価を行い、評価委員会に報告する。
- 8 甲が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。
- 9 甲は、指定期間の最終年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況等に基づいた最終評価を行い、評価委員会に報告する。
- 10 中期評価及び総合評価の結果において減点措置の対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であった全ての法人等について、個々に減点措置を適用する。また、この減点措置を適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、その新グループに対して、同様に減点措置を適用する。

（協定の改定）

第41条 本協定の締結後、第6条第4項及び第5項の規定に基づく協議が整ったとき又は法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、本協定を改定することができる。

（管轄裁判所）

第42条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

（協定の効力）

第43条 この協定の効力は令和5年4月1日から生じるものとする。

（協議）

第44条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和5年4月3日

(甲)

大阪府

代表者 大阪府池田市城南1丁目1番1号

大阪府池田土木事務所

所長 稲葉 武司

(乙)

服部緑地指定管理者 服部緑地スマイルパートナーズ

代表者 大阪府大阪市中央区北浜東4番33号

(代表法人) 大和リース株式会社 大阪本店

本店長 堀越 良一

別表1

管理すべき公園施設一覧

名称	所在地	指定管理者が管理すべき面積 (ha)
服部緑地	豊中市服部緑地、寺内1、2丁目各地内ほか 吹田市江坂町2、3、4丁目豊津町各地内ほか	126.3

別表2

服部緑地 管理対象外公園施設一覧

施設名	対象外の種別	施設の種類	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考
乗馬場及び付属施設 他	敷地					
自動販売機・公衆電話(野球場東付属売店休憩所)	敷地		一般財団法人 服部緑地振興協会	一般財団法人 服部緑地振興協会	設置	
自動販売機(円形花壇付属売店休憩所)	敷地		個人	個人	設置	
児童遊園(豊南町西1丁目):長島児童遊園・児童遊戯場	敷地		個人	個人	設置	
児童遊園(豊南町西1丁目):長島児童遊園	敷地		豊中市長	豊中市長	設置	
児童遊園(植木園北方):寺内1丁目児童遊園	敷地		吹田市市長	吹田市市長	設置	
児童遊戯場[吹田市江坂町3丁目12番地先]:こぶな遊園	敷地		豊中市長	豊中市長	設置	
園路[北条町4丁目高川右岸]:歩行者専用道路	敷地		豊中市長	豊中市長	設置	
園路[豊南町西1丁目住吉神社隣]:長島児童遊園	敷地		豊中市長	豊中市長	設置	
民家集落博物館 他	敷地		公益財団法人 大阪府文化財センター	公益財団法人 大阪府文化財センター	設置	
自動販売機(公募)	敷地		株式会社山久	株式会社山久	設置	
省エネルギー設備(府営ESCO事業)	敷地		東芝エレベータ株式会社 関西支社	東芝エレベータ株式会社 関西支社	設置	
広報掲示用看板	敷地		公益財団法人 日本センチュリー交響楽団	公益財団法人 日本センチュリー交響楽団	設置	
円形花壇休憩所付属売店(エスマラルダ)	敷地及び建物		個人	個人	管理	
軟式野球場東無料休憩所付属売店	敷地及び建物		個人	個人	管理	
電柱 他	敷地		関西電力株式会社 大阪北電力本部 電力本部長(大阪北)	関西電力株式会社 大阪北電力本部 電力本部長(大阪北)	占用	
地下構造物 他	敷地		関西電力株式会社 大阪北電力本部	関西電力株式会社 大阪北電力本部	占用	
電柱柱 他	敷地		西日本電信電話株式会社 大阪支店	西日本電信電話株式会社 大阪支店	占用	
公共下水道	敷地		豊中市長(豊中市上下水道事業管理者)	豊中市長(豊中市上下水道事業管理者)	占用	
水道管	敷地		豊中市上下水道事業管理者	豊中市上下水道事業管理者	占用	
梅塚古墳跡説明板	敷地		豊中市教育委員会 教育長	豊中市教育委員会 教育長	占用	
自転車等放置禁止区域標示板	敷地		豊中市長	豊中市長	占用	
防災行政無線線子局設備	敷地		豊中市長	豊中市長	占用	
道路(北条町1丁目先)、刺違基準点、街路灯、道路(歩道含)広田橋	敷地		豊中市長	豊中市長	占用	
交通管制機 他	敷地		豊中市警察署長	豊中市警察署長	占用	
信号制御機 他	敷地		豊中南警察署長	豊中南警察署長	占用	
消防用機械器具置場	敷地		豊中市消防局 消防局長	豊中市消防局 消防局長	占用	
重形式コンクリート擁壁	敷地		吹田市市長	吹田市市長	占用	
道路 他	敷地		吹田市市長	吹田市市長	占用	
下水道管 他	敷地		吹田市市長	吹田市市長	占用	
電話線	敷地		西日本電信電話株式会社 取締役大阪支店長	西日本電信電話株式会社 取締役大阪支店長	占用	
通路橋 他	敷地		コンフォート緑地公園 管理組合	コンフォート緑地公園 管理組合	占用	
通路橋	敷地		アバガーンコンポート緑地公園 管理組合	アバガーンコンポート緑地公園 管理組合	占用	
消防活動用耐震性防火水槽(長島児童遊園)	敷地		豊中市消防局 消防局長	豊中市消防局 消防局長	占用	
ガス管 他	敷地		大阪ガス株式会社 導管事業部	大阪ガス株式会社 導管事業部	占用	
バスケットゴールポスト 他	敷地		豊中市長	豊中市長	占用	
上水道給排水管等	敷地		豊中市上下水道事業管理者	豊中市上下水道事業管理者	占用	
公共下水道施設	敷地		豊中市上下水道事業管理者	豊中市上下水道事業管理者	占用	
防火貯水槽(野球場西南角小公園)	敷地		豊中市消防局 消防局長	豊中市消防局 消防局長	占用	

別表2

服部緑地 管理対象外公園施設一覧

施設名	対象外の種別	施設の設置者	施設の運営者	許可等の区分	備考
道路案内標識	敷地	豊中市長	豊中市長	占用	
バス停留所標識	敷地	阪急バス株式会社	阪急バス株式会社	占用	
PHS公衆用無線基地	敷地	Wireless City Planning株式会社	Wireless City Planning株式会社	占用	
第一種通信事業用架空ケーブル	敷地	アルテリア・ネットワークス株式会社	アルテリア・ネットワークス株式会社	占用	
光ファイバーケーブル	敷地	株式会社ジェイコムウエスト 北大阪局	株式会社ジェイコムウエスト 北大阪局	占用	
水道管	敷地	観音寺墓地委員会	観音寺墓地委員会	占用	
携帯電話基地局	敷地	株式会社NTTドコモ 関西支社	株式会社NTTドコモ 関西支社	占用	
公衆無線LAN基地局	敷地	株式会社オプテージ	株式会社オプテージ	占用	
光ファイバーケーブル	敷地	株式会社オプテージ	株式会社オプテージ	占用	
ガス管	敷地	大阪ガス株式会社 導管事業部	大阪ガス株式会社 導管事業部	占用	
通路橋	敷地	個人	個人	占用	
重力式コンクリート擁壁	敷地	吹田市長	吹田市長	占用	
通路橋	敷地	コスモ緑地公園	コスモ緑地公園	占用	
シェアサイクル設置(自転車・ラック・看板)	敷地	豊中市長	豊中市長	占用	

服部緑地 貸与物品一覧表

No.	品目	数量	メーカー名等
1	金庫	1	耐火金庫 コグヨ HS-51M
2	滅菌器	1	自動滅菌器 クラヤ KB-18A
3	水中クリーナー	1	四柳 GP-56型
4	水中クリーナー	1	四柳 GP-56型
5	水中クリーナー	1	四柳 GP-56型
6	水中クリーナー	1	四柳 GP-56型
7	水中クリーナー	1	四柳 GP-56型
8	洗浄機	1	高圧洗浄機 丸山 MS313EW
9	人工呼吸人形	1	アイカ レコーディングレサシアン
10	サッカーゴール	1セット	
11	時計	1	事務所用(親時計)
12	レベル(水準機)	1	日本科学製 AS型ホート
13	バッテリー充電器	1	HR-MAX55
14	コマツショベルローダ	1	大阪99ゆ2939(SD10Z)
15	その他(特殊自動車)	1	トーコースポーツトラクター 448 東興産業(株)
16	その他(特殊自動車)	1	トーコースポーツトラクター 518G 東興産業(株)
17	草刈機(刈払機)	1	パロネス GM65AW ロータリーモア
18	耕運機	1	イセキランドボーイ AK80GA60
19	耕運機	1	ホンダ ミニ耕運機 F220J
20	芝刈機	1	トロイ社 グランドマスター 12030612
21	地均器	1	スボーツトラクターアタッチメント ハードレーキ TRH
22	目土散布機	1	SD7B型
23	振動ローラー	1	MUS-12
24	動力運搬車	1	アテックス製 XG800DE
25	清掃用具	1	屋外排水管清掃機 Bブラマーズ カンツール
26	サッカーゴール	ジュニア用サッカーゴールポスト	1セット ルイ高製 F0901
27	コンクリートミキサー	1	NGM-3 83㍓
28	ベルトコンベアー	1	機長3.7m
29	チェーンソー	1	MS260 L=450mm STILL社製
30	コンクリートカッター	1	明和MCP-120
31	サッカーゴール	ジュニア用サッカーゴールポスト	1セット ジュニア用サッカーゴールポスト ルイ高 ボトハンターRT-F010936
32	除草機	自走式ロータリーモア	1 オーレック製 GR638/R シワウラ製自走式ロータリーモアR63
33	農業用機器	AT43EF-LCR12(S)	1 グラウンド専用乗用ローラ AT43EF-LCR12S
34	チェーンソー		1 ゼノアチェーンソー G6200HP24RSP
35	農業用機器	TRM3型	1 TOKOグラウンドマット TRM3型
36	水中クリーナー	1	コンドル CP-12M ポリッシャー(防滴型)
37	水中クリーナー	1	コンドル CP-12M ポリッシャー(防滴型)
38	顕微鏡	1	オリンパス
39	応接用椅子	1	中村工業 OS-5419
40	平台	1	舞台用ステップ台 1200×950
41	演台	1	1500×800×960
42	アンプ	1	CREST MODEL-6001
43	アンプ	1	CREST MODEL-6001
44	ピアノ	1	ヤマハピアノ SX-101RBL
45	グラフィックイコライザー	1	KLARK-TEKNIK DN-360
46	照明灯	1	1000W クノンセンピンスポットライト (株)ウシオ 1003SR型
47	照明灯	1	1000W クノンセンピンスポットライト (株)ウシオ 1003SR型
48	ヤマハグランドピアノ	1	CF-III ヤマハ 野外音楽堂用
49	プロセッサ	1	ネキソプロセッサ PS15-TDC MKII
50	アンプ CREST	1	CREST MODEL-6001
51	アンプ CREST	1	CREST MODEL-6001
52	アンプ CREST	1	CREST MODEL-6001
53	アンプ CREST	1	CREST MODEL-6001
54	高域専用スピーカー	1	ネキソ 高域専用スピーカー PS15WEDGE
55	高域専用スピーカー	1	ネキソ 高域専用スピーカー PS15WEDGE MIRROR
56	低域専用スピーカー	1	ネキソ 低域専用スピーカー LS1200
57	高域専用スピーカー	1	高域専用スピーカー PS15Wedge
58	高域専用スピーカー	1	高域専用スピーカー PS15Wedge
59	高域専用スピーカー	1	高域専用スピーカー PS15Wedge Mirror
60	高域専用スピーカー	1	高域専用スピーカー PS15Wedge Mirror
61	低域専用スピーカー	1	低域専用スピーカー LS1200
62	高域専用スピーカー	1	NEXO PS15W
63	高域専用スピーカー	1	NEXO PS15WM
64	低域専用スピーカー	1	NEXO LS1200
65	低域専用スピーカー	1	NEXO LS1200
66	プロセッサ	1	NEXO PS15TDC MKII
67	プロセッサ	1	NEXO PS15TDC MKII
68	グラフィックイコライザー	1	KLARK-TEKNIK DN-360
69	手押運搬車	1	ピアノ用運搬車 GP-2
70	パネル	1	音響器材接続パネル
71	プロセッサ	1	PS15-TDC MKII
72	高域専用スピーカー	1	NEXO PS-15 Wedge
73	高域専用スピーカー	1	NEXO PS-15 Wedge

No.	品目	数量	メーカー名等
74	高域専用スピーカー	1	NEXO PS15 WedgeMirror
75	高域専用スピーカー	1	NEXO PS15 WedgeMirror
76	アンプ YAMAHA	1	YAMAHA PC4801N
77	アンプ YAMAHA	1	YAMAHA PC4801N
78	アンプ YAMAHA	1	YAMAHA PC4801N
79	音響機器輸送用ハードケース	1	ARMOR ラックシリーズ16U
80	視覚機器 グラフィックイコライザー	1	KLARK-TEKNIK SquareONEGra
81	電気機器 可動式ミキサー卓 (LEDライト 収納ケース込)	1	YAMAHA LS9-32
82	電気機器 受信機 (ヘッドハンドマイク 送信機 ピンマイク込)	1	SHURE SLX 4
83	電気機器 受信機 (ヘッドハンドマイク 送信機 ピンマイク込)	1	SHURE SLX 4
84	電気機器 調光卓 専用ケース付	1	ETC Smartfade2496
85	電気機器 SS34DXT	1	DMX周辺機器 送信機
86	電気機器 SS34DXR	1	DMX周辺機器 受信機
87	電気機器 SS34DXR	1	DMX周辺機器 受信機
88	電気機器 マイクセット 専用ケース付	1	SLX24/SM58 SLX1 MX150B/O-
89	電気機器 マイクセット 専用ケース付	1	SLX24/SM58 SLX1 MX150B/O-
90	電気機器 MOTOROLA	3	簡易無線機 GDB4500
91	電気機器 MOTOROLA	2	トランシーバー ハードケースセット GL2500R
92	電気機器 RITE-PUTER	1	照明用調光ユニット DX1220A 12chDMXディマー
93	電気機器 RITE-PUTER	1	照明用調光ユニット DX1220A 12chDMXディマー
94	電気機器 NEXO PS10UL	1	高音域用スピーカー
95	電気機器 NEXO PS10UL	1	高音域用スピーカー
96	電気機器 NEXO PS10UR	1	高音域用スピーカー
97	電気機器 NEXO PS10UR	1	高音域用スピーカー
98	円盤置台	1	ニシ製
99	コースナンバー標識	1	ニシ製 N-339
100	周回表示器	1	
101	周回表示器	1	ニシ製 キャスター付き
102	スターター台	1	ニシ製 F1122
103	トラック競技速報表示器	1	
104	走高跳高度計	1	ニシ製 F3041
105	走高跳高度計	1	ニシ製 F3041
106	走幅跳 (三段跳) 距離標識	1	ニシ製 F1203
107	ハンマー置台	1	ニシ製 F1355
108	フィールド順位表示器	1	ニシ製 F1242
109	フィールド順位表示器	1	ニシ製 F1242
110	フィールド順位表示器	1	ニシ製 F1242
111	フィールド成績表示器	1	
112	フィールド成績表示器	1	ニシ製 N-360
113	フィールド成績表示器	1	ニシ製 F1194
114	フィールド成績表示器	1	ニシ製 F1194
115	フィールド成績表示器	1	ニシ製 F1194
116	フィールド成績表示器	1	ニシ製 F1194
117	風向風速計	1	ニシ製 (デジタル)
118	風向風速計	1	ニシ製 MS-201
119	風向風速計	1	ニシ製 MS-201
120	風向風速計	1	ニシ製 ビラム型
121	風力速報表示器	1	
122	風力速報表示器	1	
123	風力速報表示器	1	ニシ製 N-341
124	バッグ	1	ニシ製 N-358 槍・円盤・ハンマー用
125	バッグ	1	ニシ製 N-359 砲丸用
126	砲丸置台	1	ニシ製 F1354
127	砲丸返送台	1	ニシ製 F1404
128	棒高跳用高度計	1	ニシ製 S-1080
129	棒高跳用高度計	1	ニシ製 F3042
130	棒高跳用高度計	1	ニシ製 F3042
131	棒高跳支柱及びバー止	1	ニシ製 F1236
132	槍検定器	1	ニシ製
133	槍整理台	1	ニシ製 F1352
134	リボンロッド	1	F3013 100メートル
135	レーンナンバー標識	1	F1191
136	サッカーゴールポスト	1	ルイ高製 RT-F0903 移動式アルミ
137	走高跳高度計	1	F3041
138	走高跳用支柱及びバー止め	1	F1224
139	風向風速計	1	F3200 ビラム式
140	風向風速計	1	F3200 ビラム式
141	陸上競技用決勝線審判台	1	
142	時計	1	ニシ製 NMS320・321
143	拡声装置 (スピーカー)	1	ニシ製 スターター拡声装置 3個組
144	手押運搬車	1	棒高跳用運搬車
145	手押運搬車	1	走高跳用セーフティマット専用
146	手押運搬車	1	ニシ製 F1271 マット用
147	テント	1	ネーム入
148	テント	1	ネーム入
149	テント	1	2K×3K 文字片面

No.	品目	数量	メーカー名等
150	テント	1	2K×3K 文字片面
151	高所作業台	1	STW-3段
152	走幅跳(三段跳)距離標識	1	ニシ製 F1203
153	砲丸運送台	1	ニシ製F1404
154	セーフティーマット 走高跳用マット	1	日本陸上競技連盟規格品・IAAF承認品 上面マットF501A
155	運動員用品 兼用サークル	1	日本陸上競技連盟検定品・IAAF承認品 F. R. PF2004B F. R. P. 製
156	風向風速計	1	デジタル風速計MS201
157	運動員用品 競技専用台車	1	競技専用台車 F1365
158	運動員用品	1	巻き置台 F1344A
159	運動員兼用サークル	1	ニシ・スポーツ NF2004C
160	運動員 円盤・ハンマー投用囲い	1	ニシ・スポーツ NF2059C
161	チームシェルター チェア8台付き	1	三和体育製販株式会社製
162	チームシェルター チェア8台付き	1	三和体育製販株式会社製
163	チームシェルター チェア8台付き	1	三和体育製販株式会社製
164	チームシェルター チェア8台付き	1	三和体育製販株式会社製
165	超音波風速計	1	ニシ・スポーツ NMS200
166	超音波風速計	1	ニシ・スポーツ NMS200
167	超音波風速計	1	ニシ・スポーツ NMS200
168	フィールド競技用 制限時間告知器	1	ニシ・スポーツ MS158C
169	フィールド競技用 制限時間告知器	1	ニシ・スポーツ MS159C
170	フィールド競技用 制限時間告知器	1	ニシ・スポーツ MS160C
171	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
172	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
173	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
174	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
175	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
176	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
177	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
178	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
179	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
180	ハードル運搬車 ウルトラライト用	1	NISHI F1183
181	人工芝ロール	1	メモリーターフ人工芝ロール2m×10m
182	人工芝ロール	1	メモリーターフ人工芝ロール2m×10m
183	砂場防塵カバー	1	ニシ・スポーツF3331A
184	砂場防塵カバー	1	ニシ・スポーツF3331A
185	スターター台	1	ニシ・スポーツNF1121A
186	12kg 衡器デジタル式(1g単位)	1	ニシ・スポーツF1162
187	棒高跳用マット	1	ニシスポーツ製

別表4 リスク分担表（○印が、リスク負担者）

段階	種類	内容	負担者		
			指定 管理者	府	
共通	法令・条例等の変更	管理業務に影響のある法令・条例等の変更（税制改正はこの限りではない。また、他の項目に記載されているものを除く。）	○		
	金利	金利の変動	○		
	資金調達	必要な資金確保	○		
	利用者、周辺地域及び住民への対応	公園利用者及び地域住民等からの苦情等対応 地域との協調	○		
	安全性の確保	管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）	○		
	第三者賠償	維持管理・運営管理において第三者に損害を与えた場合	○		
	事業の中止・延期		府の責任による遅延・中止		○
指定管理者の責任による遅延・中止			○		
指定管理者の事業放棄・破綻			○		
申請 段階	申請コスト	申請コストの負担	○		
	資金調達	必要な資金の確保	○		
準備 段階	引継コスト	管理業務の引継コストの負担	○		
維持 管理 ・ 運営 管理 段階	維持補修等	物価	物価変動	○	
			公園施設・設備等の保守点検 （法定点検及び日常の修繕含む。）	○	
			公園施設・設備等の経年劣化による補修・修繕	○	
			指定管理者の発意により行う公園施設・設備等の補修・修繕、改修	○	
			公園施設・設備等の経年劣化による改修 （府の発意による補修を含む。）		○
			事故・火災による施設・設備等の補修・修繕	○	
			天災その他不可抗力による施設躯体、設備等の損壊復旧	協議事項	
		法令改正により必要となった施設躯体の補修（施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）		○	
天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項			
	市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤り その他の事由による経営不振	○		

※施設の欠陥に起因する事故等であっても、府から指定管理者への注意喚起がなされていたにもかかわらず、安全管理を怠っていた場合は、管理瑕疵となります。

※魅力向上事業は、指定管理者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとします。

※公園施設・設備等の経年劣化による補修・修繕の詳細区分については、管理要領を参照してください。

【保険加入について】

保険の名称	加入義務	
施設賠償責任保険、 設置瑕疵・管理瑕疵	必須	被保険者は「大阪府並びに契約者」とし、対象は「魅力向上事業（自主事業）を含む公園管理業務」として ください。
車両保険	必須	災害時、緊急時の際等で、管理者以外の者が運転又は 同乗しているときの事故に対しても、対物・対人に対 する補償が可能な保険に加入してください。
火災保険	任意	任意に加入することは妨げません。
盗難保険・その他	任意	任意に加入することは妨げません。

※魅力向上事業に関する保険加入については、指定管理者の費用負担とします。